

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

第1条 この規程は、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 常務理事
- (5) 監事及び評議員
- (6) ふれあい福祉センター相談員
- (7) 生活福祉資金貸付調査委員
- (8) 表彰審議委員
- (9) ボランティア基金運営委員
- (10) ふれあいのまちづくり推進委員会
- (11) 地域福祉活動発展計画策定委員会
- (12) 苦情解決委員
- (13) 老人福祉センター運営委員

第2条 前条に掲げる者の受ける報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会長	年	額	300,000円
(2) 副会長	年	額	36,000円
(3) 常務理事	月	額	会長が別に定める額
(4) ふれあい福祉センター法律相談員	出席1回につき		30,000円

2 前条に掲げる者の受ける費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 理事（会長及び副会長を含む）	出席1回につき	3,000円
(2) 監事及び評議員	出席1回につき	3,000円
(3) ふれあい福祉センター相談員	出席1回につき	3,000円
(4) 生活福祉資金貸付調査委員	出席1回につき	3,000円
(5) 表彰審議委員	出席1回につき	3,000円
(6) ボランティア基金運営委員	出席1回につき	3,000円
(7) ふれあいのまちづくり推進委員会	出席1回につき	3,000円
(8) 地域福祉活動発展計画策定委員会	出席1回につき	3,000円
(9) 苦情解決委員	出席1回につき	3,000円
(10) 老人福祉センター運営委員	出席1回につき	3,000円

第3条 第1条に掲げる者が本会用務により旅行するときは、会津若松市社会福祉協議会旅費の支給に関する要綱による。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 会津若松市社会福祉協議会役職員の報酬等に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成6年11月29日から施行し、平成6年7月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成 7 年 3 月 8 日から施行し、平成 7 年 2 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 9 年 3 月 26 日から施行し、平成 9 年 3 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則
- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り、第 2 条(1)にある会長の報酬の額を年額 270,000 円とする。